

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 高台移転に伴う都市計画法は	平成 26 年から 28 年にかけて、防災集団移転促進
	事業による高台移転が始まるが、その高台住宅地
	について、どのような都市計画法が定められるのか
	伺います。本町は住宅地に商店が混在し、発展して
	きた町ですが、平成 27 年に開業する駅前プロムナ
	ード構想による商店業種は限られてくると思われま
	す。そこで伺います。
	(1) 高台住宅地の商店形成は可能なのか。また、都
	市計画法に定める低層住居専用地域、第 1 種・第
	2 種及び住居地域、第 1 種・第 2 種とあります。
	さらに中高層専用地域、第 1 種・第 2 種とあり
	ますが、本町の高台住居はどうなりますか。
	(2) この法律では住居兼店舗は建設可能となっ
	ていますが、職種によって、店舗の建坪が異なる
	と思いますが。また、どのような職種・店舗が
	営業できるのか。さらに規制において商店経営
	が困難な場合、現在のきぼうのかね商店街の建
	物の一部を駅前プロムナード一角に移動が可能
	かどうか見解を伺います。
	(3) 本町の旭が丘の規制はどうなっていますか。
	また今度の高台は旭が丘と同等の規制を適用す

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
2 中心部に戸建て住宅を増やすべき	るのですか、見解を伺います。
	(質問の相手：町長・担当課長)
	本町の自立再建住宅は約 264 軒と伺っていますが、震災前の持ち家約 6,511 軒となっており、その
	中で被災した持ち家は約 4,000 軒くらいと聞いてい
	ます。震災前と比較すると、約 4 分の 1 の持ち家と
	なっています。
	減少した要因として、人口の高齢化により資金力
	の不安が大勢を占めています。現在の自立再建者、
	約 264 軒という、旭が丘の住宅地と同様くらいの
	持ち家と同じくらいだと思います。被災者が孤立しな
	いケアは町としての施策の展開はしていても、まだ
	まだ充分とは言えません。例えば戸建ての住居を増
	やし、5 年後の払い下げで、持ち家を持たせたこと
	により、何らかの意識は変わるのではないでしょう
	か。人口の流出を防ぐ対策にも、さらには子どもた
	ちが故郷に帰る手段にも考えることができます。昭
	和 35 年のチリ津波の災害復興住宅は、戸建て住宅が
	大半でした。その教訓はどう生かされましたか。当
	局の考えを伺います。
	(質問の相手：町長・担当課長)